

平成30年

上砂川町議会会議録

第4回 定例会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

平成30年第4回定例会

第1号(12月12日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
諸般の報告	4
伊藤充章の第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	4
伊藤充章の第2回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告	4
副議長の第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告	5
議長の第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告	5
議長の石狩川流域下水道組合議会第2回定例会結果報告	5
例月出納検査結果報告(9・10・11月分)	6
認定第1号 平成29年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について(認定)	6
認定第2号 平成29年度上砂川町水道事業会計決算認定について(認定)	6
町長行政報告	6
教育長教育行政報告	7
同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて(同意)	7
諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて(決定)	8
議案第23号 上砂川町移住定住促進条例の制定について	8
議案第24号 上砂川町認定こども園設置条例の制定について	10
議案第25号 上砂川町児童館設置条例の一部を改正する条例制定について	10
議案第26号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	11
議案第27号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	11
議案第28号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算(第4号)	13
議案第29号 平成30年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)	17
議案第30号 平成30年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)	17
休会について	18
散会の宣告	19

第 2 号 (12月14日)

議事日程	20
会議録署名議員	20
開議の宣告	20
会議録署名議員指名について	20
一般質問	20
高橋成和	20
住民課長 白土ゆかり	21
教育次長 斉藤琢也	22
小澤一文	23
教育次長 斉藤琢也	24
総務課長 米田淳一	25
伊藤充章	26
建設課長 佐藤康弘	26
数馬尚	28
建設課技師長 三原浩明	28
議案第23号 上砂川町移住定住促進条例の制定について(原案可決)	29
議案第24号 上砂川町認定こども園設置条例の制定について(原案可決)	29
議案第25号 上砂川町児童館設置条例の一部を改正する条例制定について(原案可決)	29
議案第26号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について(原案可決)	29
議案第27号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について(原案可決)	29
議案第28号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算(第4号)(原案可決)	29
議案第29号 平成30年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)(原案可決)	29
議案第30号 平成30年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)(原案可決)	29
調査第4号 所管事務調査について(許可)	31
派遣第3号 議員派遣承認について(承認)	31
年末挨拶	32
閉会の宣告	33

出席議員

議席 番号	氏 名	4 定	
		12.12	12.14
1	小 澤 一 文	○	○
2	越 前 等	○	○
3	伊 藤 充 章	○	○
4	吉 川 洋	○	○
5	数 馬 尚	○	○
6	堀 内 哲 夫	○	○
7			
8	高 橋 成 和	○	○
9	大 内 兆 春	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	4 定	
		12.12	12.14
町 長	奥 山 光 一	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	内 野 博 之	○	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○	○
企 画 課 長	浅 利 基 行	○	○
建 設 課 長	佐 藤 康 弘	○	○
建 設 課 技 師 長	三 原 浩 明	○	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○	○
福 祉 課 長 地域支援推進室長	山 崎 数 浩	○	○
税 務 出 納 課 長	西 村 英 世	○	○
教 育 次 長	斉 藤 琢 也	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	4 定	
		12.12	12.14
議 会 事 務 局 長	内 野 博 之	○	○
書 記	佐 藤 友 歌	○	○

平成 3 0 年

上砂川町議会第4回定例会会議録（第1日）

12月12日（水曜日）午前10時00分 開 会
午前11時13分 散 会

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員指名について
第 2 会期決定について
12月12日～12月14日
3日間
第 3 諸般の報告
1) 議会政務報告
2) 第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告（伊藤議員）
3) 第2回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告（伊藤議員）
4) 第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告（副議長）
5) 第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告（議長）
6) 石狩川流域下水道組合議会第2回定例会結果報告（議長）
7) 例月出納検査結果報告（9・10・11月分）
第 4 認定第 1号 平成29年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について
第 5 認定第 2号 平成29年度上砂川町水道事業会計決算認定について
※ 決算特別委員会委員長報告
第 6 町長行政報告
第 7 教育長教育行政報告
第 8 同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

- ※ 同意第4号は、即決とする。
第 9 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
※ 諮問第2号は、即決とする。
第10 議案第23号 上砂川町移住定住促進条例の制定について
第11 議案第24号 上砂川町認定こども園設置条例の制定について
第12 議案第25号 上砂川町児童館設置条例の一部を改正する条例制定について
第13 議案第26号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
第14 議案第27号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
第15 議案第28号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）
第16 議案第29号 平成30年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
第13 議案第30号 平成30年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）
※ 議案第23号～第30号までは、提案理由・内容説明までとする。

○会議録署名議員

8番 高 橋 成 和

◎開会の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。定例会開会に先立ちまして、皆様に報告いたします。

本年10月15日、横溝一成議員から一身上の都合により同日をもって辞職したいとの議員辞職願が提出されました。

閉会中のため、地方自治法第126条ただし書きの規定により、同日付でこれを許可したことを報告いたします。

ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成30年第4回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、8番、高橋副議長、1番、小澤議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎会期決定について

○議長（大内兆春） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月14日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（大内兆春） 日程第3、諸般の報告を行います。

議政報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しておりでございますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

暫時休憩。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時03分

○議長（大内兆春） 休憩を解きまして、引き続き会議を開きます。

次、第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会及び第2回砂川地区広域消防組合議会定例会の結果について一括して報告を求めます。伊藤議員。

○3番（伊藤充章） 平成30年第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございます。平成30年11月26日午前10時より。

場所でございます。砂川市役所議会委員会室でございます。

議件でございます。議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 平成29年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を定めることについて、報告第1号 事務報告書の提出について、報告第2号 定期監査報告、報告第3号 例月出納検査報告。

結果でございます。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

以上でございます。

続きまして、平成30年第2回砂川地区広域消防

組合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございます。平成30年11月26日午前11時より。

場所でございます。砂川市役所議会委員会室。

議件でございます。議案第1号 砂川地区広域消防組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 砂川地区広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 平成29年度砂川地区広域消防組合会計決算の認定を求めることについて、報告第1号 専決処分の報告について、報告第2号 監査報告、報告第3号 例月出納検査報告。

結果でございます。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（大内兆春） 次、第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果について報告を求めます。高橋副議長。

○副議長（高橋成和） 平成30年第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、平成30年11月30日金曜日午後1時から。場所につきましては、滝川市議会議場。

議件でございますが、報告第1号 専決処分について（平成30年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計補正予算（第1号））、報告第2号 定期監査報告について、報告第3号 例月現金出納検査報告について、認定第1号 平成29年度中空知広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成29年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成29年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成29年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 次、第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会と石狩川流域下水道組合議会第2回定例会の結果について私から報告いたします。

平成30年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、報告いたします。

日時、平成30年11月30日午後2時から。

場所は、滝川市議会議場。

議案第1号 中・北空知廃棄物処理広域連合監査委員の選任について、認定第1号 平成29年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、報告第1号 監査報告について、報告第2号 例月現金出納検査報告について。

結果、慎重審議の結果、監査委員に歌志内市監査委員、加津武氏が選任されたほか、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

平成30年石狩川流域下水道組合議会第2回定例会が下記のとおり開催されましたので、報告いたします。

日時、平成30年11月30日午後3時から。

場所は、滝川市議会議場。

報告第1号 継続費精算報告について、報告第2号 定期監査報告について、報告第3号 例月現金出納検査報告について、報告第4号 平成29年度決算に係る資金不足比率について、認定第1号 平成29年度石狩川流域下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第1号 平成30年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算（第1号）。

結果、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、報告いたしま

す。

次、例月出納検査結果報告を行います。本件につきましては、お手元に配付の報告書の9、10、11月分のおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎認定第1号 認定第2号

○議長（大内兆春） 日程第4、認定第1号 平成29年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、日程第5、認定第2号 平成29年度上砂川町水道事業会計決算認定について議題といたします。

本件につきましては、特別委員会を設置いたしましてそれぞれ付議しており、その審査の結果報告書が議長の手元に提出されておりますので、この際2件を一括して決算特別委員長より報告を求め、その後それぞれ採決してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

本件について委員長の報告を求めます。吉川委員長。

○決算特別委員長（吉川 洋） それでは、決算特別委員会の審査報告をいたします。

本決算特別委員会に付託されました案件について審査の結果、報告書どおり結論を得ましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

議件は、認定第1号 平成29年度上砂川町一般会計及び特別会計（国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計）決算認定についてと認定第2号 平成29年度上砂川町水道事業会計決算認定についてであります。

審査の経過は、平成30年9月19日の第3回上砂川町議会定例会において付託になりました全議件について、去る10月24日に本特別委員会を開催をし、地方自治法の規定に基づき提出された決算書並びに関係書類により、所管課長等から説明聴取

し、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、認定第1号 平成29年度上砂川町一般会計及び特別会計決算と認定第2号 平成29年度上砂川町水道事業会計決算は、それぞれ原案のおり認定すべきものと決定をいたしましたので、ここに報告いたします。ありがとうございます。

○議長（大内兆春） ただいま決算特別委員会委員長より、認定第1号及び認定第2号についてそれぞれお手元に配付してありますように報告書をもって報告がございました。

本件については全員により審議されておりますので、この際質疑、討論を省略し、採決してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。認定第1号について、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成29年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定については、委員長報告どおり原案を認定することに決定いたしました。

次、認定第2号について、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 平成29年度上砂川町水道事業会計決算認定については、委員長報告どおり原案を認定することに決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（大内兆春） 日程第6、町長行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、町長行政報告を

いたします。

今回報告いたします平成30年第3回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。そのほか1件、北海道日本ハムファイターズによる北海道179市町村応援大使2019の決定についてご報告申し上げます。

北海道日本ハムファイターズは、球団の選手が道内の全市町村で地域の皆さんと交流を図りながら町づくりやまちおこしに寄与するための活動を展開しており、毎年18市町村に複数の選手を応援大使として任命するプロジェクトを平成25年よりスタートしております。本町におきましてもこの制度にエントリーしたところ、このたび日本ハム球団より2019応援大使該当市町村に選ばれた旨の通知をいただき、去る11月24日に札幌ドームで開催されましたファンフェスティバルの会場において各市町村の少年野球、少女代表による抽せん会が行われ、本町においては町内少年野球に所属する小学校4年生の女子児童が抽せんに臨み、応援大使に中田翔選手と石川亮選手を引き当て、決定したところであります。任期は来年1月1日から12月31日までの1年間で、本町のPRなどさまざまな活動を行っていただくこととなります。今後の活動につきましては、日本ハム球団担当者と協議を行い、また本町の日本ハムファイターズ後援会とも連携し、中田、石川両応援大使の協力をいただきながら各種事業を実施し、上砂川町のPRに努めてまいりたいと考えており、これに伴います関連予算につきましては改めて予算計上をすることといたします。

来シーズンの日本ハムファイターズの日本一奪還、さらには両選手のさらなるご活躍をご期待申し上げます。町長行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（大内兆春） 日程第7、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政報告を申し上げます。

平成30年第3回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましてはお手元に配付させていただいております報告書のとおりでございますが、準要保護世帯に対する新入学児童生徒学用品費の入学前支給の実施につきましてご報告いたします。

新入学児童生徒学用品費の入学前支給実施要請につきましては、小澤議員、越前議員から一般質問等が出され、現在入学前支給の実施については近隣市町のほとんどが実施または検討中という状況を踏まえ、平成31年4月に入学、進学予定児童生徒がいる対象世帯から入学する年度の前年度、つまり今年度に支給できるよう要綱を改正し、対応していく旨答弁させていただいており、教育委員会に支給要綱の改正を諮り、了承されたことから、新入学児童生徒学用品費について前年度支給ができるよう追加計上いたしたく、このたび予算計上させていただくものであります。

なお、補正予算議決後直ちに案内文書も配付し、申請受理、認定判定、支給手続などの事務作業を進め、3月上旬には支給してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。教育行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

◎同意第4号

○議長（大内兆春） 日程第8、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、土井上一雄氏が平成31年1月18日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

住所、上砂川町 [REDACTED]
[REDACTED] 氏名、土井上一雄。生年月日、 [REDACTED]
[REDACTED]。職業、会社員。備考、任期3年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもって同意くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

これより同意第4号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎諮問第2号

○議長（大内兆春） 日程第9、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること

について議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、笹木笑子氏が平成31年3月31日で任期満了となるに伴い、同氏を再推薦することについて議会の意見を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住所、上砂川町 [REDACTED]
[REDACTED] 氏名、笹木笑子。生年月日、 [REDACTED]
[REDACTED]。職業、町臨時職員。備考、任期3年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもって同意くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり、候補者に推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、町長の提案のとおり決定いたしました。

◎議案第23号

○議長（大内兆春） 日程第10、議案第23号 上砂川町移住定住促進条例の制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第23号 上砂川町移住定住促進条例の制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町移住定住促進条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、人口減少や少子高齢化などの課題に対応するため既存の移住定住施策を取りまとめ、移住定住の促進を図るため、本条例を制定するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、条例本文の読み上げについては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第23号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、人口減少対策として進めてきた助成金制度や奨励金制度を明確化し、移住定住を促進するため、本条例を整備するものであります。

資料ナンバー1をご参照願います。1の目的につきましては、人口減少や少子高齢化などの課題に対応するため、これまで進めてきた移住定住施策を取りまとめ、子供を産み育てやすい環境の提供や就業などの支援を明確化し、移住定住の促進により人口増加と人口定着を図り、もって町の活

性化及び住民福祉の向上を推進することを目的としております。

2の奨励金等ではありますが、育児用品購入券、高等学校等就学費助成金、就業者移住定住奨励金、移住定住者奨励金、民間賃貸住宅家賃助成、民間賃貸住宅建設費補助の6つの事業としております。

3の受給対象者等につきましては、育児用品購入券は町内に住所を有し、誕生日及び満1歳の誕生日を迎えた子供を扶養する者が対象で、高等学校等就学費助成金につきましては町内に住所を有し、高等学校等に通学する生徒を扶養している者を対象としております。（3）の就業者移住定住奨励金は満50歳以下の者で記載しておりますアからエに該当する者が対象で、移住定住者奨励金につきましては満65歳以下の者で町内に住宅を新築または中古住宅を購入し、その住宅に居住した者を対象としております。（5）の民間賃貸住宅家賃助成につきましては世帯主が満50歳以下の者で、民間賃貸住宅の所有者と賃貸借契約を締結し、当該民間賃貸住宅に定住を目的に現に居住している者を対象としており、民間賃貸住宅建設費補助につきましては資格登録業者で建築基準法などの関係法令の基準に適合し、北海道に適した仕様、1戸当たりの住居専有面積が33平方メートル以上で1棟当たり4戸以上の住宅を建設した者を対象としておりますが、この建設費補助制度は平成30年度までの時限措置となっております。

4の奨励金等の額につきましては、規則で定める額としており、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上が主な内容でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第24号 議案第25号

○議長（大内兆春） 日程第11、議案第24号と日程第12、議案第25号については関連がございますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、日程第11、議案第24号 上砂川町認定こども園設置条例の制定についてと日程第12、議案第25号 上砂川町児童館設置条例の一部を改正する条例制定について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第24号及び議案第25号について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

初めに、議案第24号 上砂川町認定こども園設置条例の制定について。

上砂川町認定こども園設置条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、就学前の子供が保護者の就労状況にかかわらず、教育、保育を受けることができる認定こども園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであること。

次に、議案第25号 上砂川町児童館設置条例の一部を改正する条例制定について。

上砂川町児童館設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、上砂川町認定こども園等複合施設の開設に伴い、東鶉児童館の機能を複合施設に移管するため、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。議案第24号の条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、条例本文の読み上げについては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第24号及び議案第25号について一括して内容の説明をいたします。

初めに、議案第24号については、平成31年4月開設の上砂川町認定こども園の設置及び管理運営に必要な事項を定めるため、本条例を制定するのであります。

資料ナンバー2をご参照願います。1の設置につきましては、児童福祉法、子ども・子育て支援法の規定に基づき、就学前の子供が保護者の就労状況にかかわらず、教育、保育を受けることができる上砂川町認定こども園を設置することを目的としており、2の名称及び位置であります。名称は上砂川町認定こども園ふたばで、位置につきましては旧町営球場跡地の上砂川町字鶉283番地4であります。

3の定員につきましては、1号認定の子供、幼稚園部分は定員10名、2号、3号認定の子供、保育所部分は45名で、合計55名となります。

4の開園時間につきましては、午前7時から午後7時で、1号認定の教育標準時間は午前9時から午後1時までの4時間、2号及び3号認定の保育短時間は午前8時から午後4時までの8時間、保育標準時間認定は午前7時から午後6時までの11時間となります。

5のその他の保育事業として、(1)、預かり

保育は1号認定が対象で、教育時間以外で保育を希望する方、(2)の延長保育は2号及び3号認定が対象で、保護者の仕事等の事情により延長保育を希望する方、(3)の一時保育は保護者の疾病や保護者の育児に伴う心理的、身体的負担により一時保育を希望する方が対象です。

6の費用につきましては、本来であれば資料の裏面に記載の保育費用を徴収するところではありますが、認定こども園開設にあわせ保育費用の特例として対象となる子供及び保護者が本町に居住し、かつ本町の認定こども園を利用する場合は認定を受けた子供に係る保育費用は無償とし、なお対象となる子供及び保護者が本町の区域内に居住し、本町の認定こども園の定員超過等やむを得ない理由により町外の保育所、認定こども園を利用することになった場合も保育費用は無償とするものであります。

7の休園日につきましては、日曜日、国民の祝日、年末年始となりますが、1号認定につきましては土曜日も休園となり、8の施行日は平成31年4月1日からであります。

なお、この条例の施行にあわせ附則において上砂川町保育所設置条例を廃止するものであります。

続きまして、議案第25号について内容の説明をいたします。このたびの改正は、現在旧町営球場跡地に建設中で平成31年4月に開設予定の上砂川町認定こども園等複合施設内に児童館を設置することから、本条例の関係条項を改正するものであります。

改正の内容でございますが、東鶉児童館の機能を新たに開設する複合施設に移管し、名称を上砂川町児童館とするとともに、現在休館している本町児童館を用途廃止とすることから、所要の規定について改めるものであります。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー3の新旧対照表をご参照願います。

以上が主な内容でございますが、議長のお取り

計らいによりまして議案第24号の条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、議案第25号の条例本文に参ります。本文をご参照願います。上砂川町児童館設置条例の一部を改正する条例。

上砂川町児童館設置条例（昭和57年上砂川町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 上砂川町児童館

(2) 位置 上砂川町字鶉283番地4

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第26号 議案第27号

○議長（大内兆春） 日程第13、議案第26号と日程第14、議案第27号につきましては関連がございますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13、議案第26号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてと日程第14、議案第27号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第26号及び議案第27号について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

初めに、議案第26号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、一般職の職員の給与について、人事院勧告に準じた改定を行うため、関係条項を改正するものであること。

次に、議案第27号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、特別職の職員及び町議会議員の期末手当について、人事院勧告に準じた改定を行うため、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、条例本文、別表の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、本文、別表の読み上げにつきましては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第26号及び議案第27号について一括して内容の説明をいたします。

このたびの改正は、一般職の月例給とこれに特別職及び議会議員の期末手当を含めた期末、勤勉手当について、平成30年人事院勧告に準じた改正を行うものでございます。

お手元に配付しております資料ナンバー4-1をごらん願ひます。初めに、人事院勧告の概要で

ございます。人事院では、官民給与比較の調査の結果、民間給与が国家公務員給与を上回ることになり、その較差是正のため、昨年度に引き続き給与の引き上げ勧告を行っております。主な勧告内容であります。1の平成30年給与勧告の概要にありますとおり月例給では平均で0.2%、金額にいたしまして若年層では1,000円程度、その他は400円程度の引き上げとなり、あわせて採用職員の初任給についても民間の初任給との間に差がありますことから、1,500円程度の引き上げとなるものであります。期末、勤勉手当につきましても民間の支給状況に見合うよう0.05月引き上げることにより現行の年間4.4月が4.45月となり、引き上げ分を勤勉手当に配分するものであります。

なお、支給月数の内訳といたしまして、本年度においては6月期に2.125月、12月期に2.325月を支給、次年度以降は6月期に2.225月、12月期に2.225月を支給することとし、既に支給済みである給料及び期末、勤勉手当に係る引き上げ分は実施時期である平成30年4月1日に遡及して支給するものでございます。

次に、行財政改革の一環として取り組んでおります給与独自削減の見直しでございます。特別職の給与削減を継続いたしますが、このうち町長の給料を現行の71万1,000円から70万円に減額し、期間を平成34年3月までとして平成31年1月1日より施行するものでございます。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー4-2の新旧対照表をご参照願ひます。

以上が改正の内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして議案第26号の別表の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本文に参ります。初めに、議案第26号でございます。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の90」を「100分の95」に改め、同項ただし書中「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

別表第1、別表第3及び別表第4を次のように改める。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の72.5」とする。

第17条第2項中「100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項ただし書中「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

附則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

続きまして、議案第27号でございます。特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条

例。

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改め、同項第2号中「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附則第3項中「平成29年」を「平成31年」に、「平成30年12月」を「平成34年3月」に、「71万1,000円」を「70万円」に改める。

（上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第2条 上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年上砂川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改め、同項第2号中「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（期末手当に関する特例措置）

2 平成30年度に限り、12月に支給する期末手当の額は、改正後の条例の規定中「100分の222.5」とあるのを「100分の232.5」と読み替えて適用する。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第28号

○議長（大内兆春） 日程第15、議案第28号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第28号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算

(第4号)について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

平成30年度上砂川町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億7,390万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月12日提出

北海道上砂川町長 奥山 光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長(大内兆春) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、議案第28号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、9款地方交付税1,817万1,000円の追加で、16億17万1,000円となります。

1項地方交付税、同額であります。

13款国庫支出金22万3,000円の追加で、2億4,389万円となります。

1項国庫負担金22万3,000円の追加で、1億4,832万3,000円となります。

14款道支出金224万円の追加で、1億3,014万1,000円となります。

1項道負担金11万1,000円の追加で、1億124万円となります。

3項道委託金212万9,000円の追加で、600万2,000円となります。

17款繰入金2,160万円の追加で、1億8,260万円となります。

1項基金繰入金、同額であります。

18款諸収入975万円の追加で、9,327万2,000円となります。

5項雑入975万円の追加で、8,263万5,000円となります。

20款繰越金911万6,000円の追加で、9,683万7,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が6,110万円の追加で、35億7,390万円となります。

2、歳出、1款議会費122万9,000円の減額で、4,090万2,000円となります。

1項議会費、同額であります。

2款総務費3,367万5,000円の追加で、3億2,501万3,000円となります。

1項総務管理費3,001万2,000円の追加で、2億8,977万4,000円となります。

2項徴税费153万4,000円の追加で、687万5,000円となります。

4項選挙費212万9,000円の追加で、468万7,000円となります。

3款民生費165万3,000円の追加で、12億9,527万3,000円となります。

1項社会福祉費12万4,000円の追加で、6億3,566万6,000円となります。

2項児童福祉費152万9,000円の追加で、6億5,699万7,000円となります。

4款衛生費108万8,000円の追加で、2億5,503万1,000円となります。

1項保健衛生費28万8,000円の追加で、1億4,664万円となります。

2項清掃費80万円の追加で、1億839万1,000円となります。

7款商工費2,160万円の追加で、7,063万9,000円となります。

1項商工費、同額であります。

8款土木費305万7,000円の追加で、4億1,686万9,000円となります。

1項土木管理費24万円の追加で、1億3,532万5,

000円となります。

2項道路橋りょう費243万円の追加で、1億4,660万1,000円となります。

3項住宅費38万7,000円の追加で、1億3,494万3,000円となります。

10款教育費371万3,000円の追加で、1億1,716万2,000円となります。

次ページであります。2項小学校費140万3,000円の追加で、3,162万円となります。

3項中学校費156万7,000円の追加で、4,412万2,000円となります。

4項社会教育費20万円の追加で、889万4,000円となります。

5項保健体育費54万3,000円の追加で、1,782万8,000円となります。

13款職員費245万7,000円の減額で、4億6,675万7,000円となります。

1項職員費、同額であります。

歳出合計が6,110万円の追加で、35億7,390万円となります。

事項別明細書8ページ、歳出でございます。このたびの補正は、庁舎東館改修経費と企業振興助成金が主な内容となっております。

3、歳出、1款1項1目議会費122万9,000円の減額は、議員1名辞職による減額と人勸による増額との相殺であります。

2款1項1目一般管理費220万円の追加で、6,663万9,000円となります。4節共済費、健康保険料の引き上げにより30万円の追加、7節賃金は臨時筆耕の雇用増により40万円の追加、9節旅費、14節使用料及び賃借料は道外及び被災地派遣など実績による増額で、11節需用費100万円の追加は燃料費の高騰によるものであります。

5目財産管理費2,681万2,000円の追加で、1億4,617万6,000円となります。11節需用費131万2,000円の追加は成寿苑の厨房用冷蔵庫と消毒保管庫の修繕で、15節工事請負費2,500万円の追加は資料ナンバー5をご参照願います。資料の左側が現

行で、右側の網かけ部分が今回の改修部分となっております。現在女子職員が使用している研修室1を研修室2に移動し、研修室1の部分に社協を移動、現在の社協部分に仮の建設課とするもので、その他トイレの洋式化などを行うものでもございます。

予算書にお戻り願います。18節備品購入費50万円の追加は、職員ロッカーを更新するものであります。

10目町民センター管理費100万円の追加は、燃料費の高騰によるものであります。

2項徴税費、2目賦課徴収費153万4,000円の追加は、来年10月から本格施行されます電子納税に係るシステム改修経費であります。

4項4目北海道知事道議会議員選挙費212万9,000円の追加は、来年4月の北海道知事、北海道議会議員選挙の本年度分の執行経費の計上であります。

次ページであります。3款1項6目地域包括支援センター費12万4,000円の追加は、人勸による精査であります。

2項1目児童福祉総務費107万4,000円の追加は、1歳未満の未熟児が対象となる養育医療の対象者が2名ふえたことから、乳幼児医療費と養育医療費を追加するものであります。

2目保育所費12万円の追加は、食材の高騰及びアレルギー食の増加によるものであります。

3目認定こども園建設費33万5,000円の追加で、6億383万5,000円となります。認定こども園が2月末竣工となっておりますので、3月一月分の維持経費として11節需用費で28万5,000円、12節役務費で2万7,000円、13節委託料で2万3,000円を計上するものであります。

4款1項1目保健衛生総務費13万8,000円の追加は水道事業会計に繰り出しするもので、3目環境衛生費15万円の追加はさわやかトイレの電気料の追加であります。

2項2目じん芥処理費80万円の追加は、燃料費

15万円は燃料費の高騰によるもので、電気料15万円は処分場電気料の追加で、修繕費50万円の追加は処分場移送ポンプの改修とじんかい車のラジエーター修繕であります。

7款1項1目企業開発費2,160万円の追加で、3,640万5,000円となります。資料ナンバー6をご参照願います。企業振興促進条例助成事業の概要であります。対象事業は電子部品製造設備整備事業で、実施企業は株式会社京都セミコンダクターで、本年10月1日に京セミ株式会社から企業名を変更しております。事業概要につきましては、各社メーカーから受注増加が見込まれる製品の増産体制を構築するため、処理能力、速度、生産効率をさらに向上させるとともに、当社を支える高品質、高付加価値の製品の多品種生産によるニーズの対応力を高め、LED照明、携帯端末、スマートフォンで使用する小型パッケージ製品の需要増加を図るため、4の設備投資計画にあります7台の製造機器を製造するものであります。また、雇用計画につきましては、初年度13名、5年間で33名の新規雇用を予定していることから、本町の地域経済の振興発展に寄与するものであると思います。6の助成金額につきましては、総額の3割であります2,160万円を助成するものであります。

予算書にお戻り願います。8款1項1目土木総務費24万円の追加で、1億3,532万5,000円となります。11節需用費は、街路灯の電気料と車庫詰所の電気料20万円を計上するものであります。28節繰出金4万円の追加は、下水道事業特別会計に繰り出しするものであります。

2項1目道路維持費243万円の追加で、1億4,660万1,000円となります。7節賃金190万円の追加は道路維持運転手を1名増員したことによるもので、13節委託料53万円の追加は下鴨分譲団地内道路の町道認定に伴う道路台帳補正事務の委託経費であります。

3項2目公営住宅建設費38万7,000円の追加は、職員の異動及び人勸による精査であります。

10款2項1目学校管理費120万円の追加は、燃料費の高騰により50万円の計上、浄化槽ポンプの修繕料として70万円を計上するものであります。

2目教育振興費20万3,000円の追加は、先ほど教育長から行政報告のありました準要保護世帯に対する新入学児童生徒学用品費を入学前に支給するものであります。

3項1目学校管理費90万円の追加は、燃料費の高騰によるものです。

2目教育振興費66万7,000円の追加で、960万2,000円となります。18節備品購入費12万4,000円の追加は来年度から道徳が教科化されるに伴い道徳指導書及び教師用教科書を購入するもので、19節負担金、補助及び交付金40万円の追加は中学校男子バドミントン部が新人戦で個人戦及び団体戦で優勝し、来年1月に苫小牧市で開催される全道大会に出場することから関係経費を計上するもので、20節扶助費14万3,000円の追加は小学校同様準要保護世帯に対し入学前に支給するものであります。

4項3目社会教育施設費20万円の追加は趣芸館の屋外手すりの修繕で、5項2目体育施設費54万3,000円の追加は体育センター音響設備の修繕であります。

13款1項1目職員給与費245万7,000円の減額は、職員の異動と人勸による精査であります。

次に、6ページ、歳入であります。2、歳入、9款1項1目地方交付税1,817万1,000円の追加は、普通交付税の追加であります。

13款1項1目民生費負担金22万3,000円の追加は、養育医療の国庫負担金の計上であります。

14款1項1目民生費負担金11万1,000円の追加は、養育医療の道負担金の計上であります。

3項1目総務委託費212万9,000円の追加は、歳出同額を計上するものであります。

17款1項1目基金繰入金2,160万円の追加は、産業振興基金を歳出同額繰り入れするものであります。

18款5項5目雑入975万円の追加は、町有施設であります旧三井砂川事務所が昨年の大雪で倒壊したため町村会の災害共済金で罹災と認定されたことから、共済金943万6,000円の計上と養育医療の自己負担分31万4,000円を計上するものであります。

20款1項1目繰越金911万6,000円の追加は、前年度繰越金を全額計上するものであります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第29号

○議長（大内兆春） 日程第16、議案第29号 平成30年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第29号 平成30年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

平成30年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,485万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月12日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第29号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、4款繰入金4万円の追加で、1億1,421万7,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計が4万円の追加で、1億6,485万6,000円となります。

2、歳出、1款下水道費4万円の追加で、6,570万8,000円となります。

1項下水道整備費4万円の追加で、5,701万7,000円となります。

歳出合計が4万円の追加で、1億6,485万6,000円となります。

事項別明細書、5ページ、歳出でございます。

3、歳出、1款1項1目総務管理費4万円の追加は、人勤による精査であります。

次に、4ページ、歳入に参ります。2、歳入、4款1項1目一般会計繰入金4万円の追加は、一般会計繰入金を充当し、収支の均衡を図るものであります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第30号

○議長（大内兆春） 日程第17、議案第30号 平成30年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第30号 平成30年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

（総則）

第1条 平成30年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度上砂川町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(収入)

科目、第1款水道事業収益、既決予算額1億3,380万6,000円、補正予算額13万8,000円、計1億3,394万4,000円。

第2項営業外収益、4,725万8,000円、13万8,000円、4,739万6,000円。

(支出)

科目、第1款水道事業費用、既決予算額1億3,380万6,000円、補正予算額13万8,000円、計1億3,394万4,000円。

第1項営業費用、1億700万5,000円、13万8,000円、1億714万3,000円。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を、次のとおり改める。

科目、職員給与費、既決予算額1,599万円、補正予算額13万8,000円、計1,612万8,000円。

2ページです。

(他会計からの補助金)

第4条 予算第8条に定めた企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額「4,504万8,000円」を「4,554万6,000円」に改める。

平成30年12月12日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 奥山 光 一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長(大内兆春) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、議案第30号について内容の説明をいたします。

3ページであります。平成30年度水道事業会計予算実施補正計画書、収益的収入及び支出、収益的収入、1款水道事業収益13万8,000円の追加で、1億3,394万4,000円となります。

2項営業外収益13万8,000円の追加で、4,739万6,000円となります。

2目繰入金13万8,000円の追加で、4,554万6,000円となります。

収益的支出、1款水道事業費用13万8,000円の追加で、1億3,394万4,000円となります。

1項営業費用13万8,000円の追加で、1億714万3,000円となります。

4目総係費13万8,000円の追加で、1,929万3,000円となります。

事項別明細書、4ページ、収益的支出であります。収益的支出、水道事業費用、営業費用、4目総係費13万8,000円の追加で、1,929万3,000円となります。人勸による精査であります。

次に、収益的収入に参ります。収益的収入、水道事業収益、営業外収益、2目繰入金13万8,000円の追加で、4,554万6,000円となります。一般会計繰入金を充当し、収支の均衡を図るものであります。

以上でございます。

○議長(大内兆春) 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎休会について

○議長(大内兆春) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日13日を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大内兆春) 異議なしと認めます。

したがって、明日13日は休会することに決定いたしました。

なお、休会中については常任委員会を開催して

いただくことになっておりますので、よろしくお
願いいたします。

また、14日は午前10時より本会議を再開いたし
ますので、出席方お願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（大内兆春） 本日はこれにて散会いたし
ます。

ご苦労さまでございました。

（散会 午前11時13分）

地方自治法第123条第2項の規定に
よりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 高 橋 成 和

署 名 議 員 小 澤 一 文

平成 3 0 年

上砂川町議会第4回定例会会議録（第2日）

12月14日（金曜日）午前10時00分 開議
午前11時15分 閉会

○議事日程 第2号

- 第 1 会議録署名議員指名について
第 2 一般質問
第 3 議案第23号 上砂川町移住定住促進条例の制定について
第 4 議案第24号 上砂川町認定こども園設置条例の制定について
第 5 議案第25号 上砂川町児童館設置条例の一部を改正する条例制定について
第 6 議案第26号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
第 7 議案第27号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
第 8 議案第28号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）
第 9 議案第29号 平成30年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
第10 議案第30号 平成30年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）
※ 議案第23号～第30号は、質疑・討論・採決とする。
第11 調査第4号 所管事務調査について
第12 派遣第3号 議員派遣承認について

8番 高橋成和
1番 小澤一文

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成30年第4回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、8番、高橋副議長、1番、小澤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（大内兆春） 日程第2、一般質問を行います。

本件については、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 高橋成和 議員

○議長（大内兆春） 8番、高橋副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○会議録署名議員

○副議長（高橋成和） 平成30年第4回定例会に当たり、通告しております2件の質問をいたします。

1 件目、町内の一般廃棄物最終処分場の今後の受け入れ容量について。先月になりますが、赤平市茂尻地区の一般廃棄物と産業廃棄物を処分するじんかい処理場が満杯となり、歌志内市の最終処分場に受け入れ要請しているという記事を新聞報道、テレビニュースで知りました。本町は原則として産業廃棄物の受け入れはしておりませんが、これまでの受け入れ態勢についてお伺いいたします。

町内の最終処分場は、平成15年に受け入れを開始し、建設当初埋め立て容量が2万8,000立方メートルとなっております。平成21年に5市9町によりごみ処理広域化基本計画が策定され、現在広域の自治体でごみを処理することにより減量化が図られている状況であると思います。平成25年4月に本町も平成39年までの基本計画を策定しており、資料によりますと平成23年度末の残容量は2万2,700立方メートルとなっております。適正な処理をすれば45年間埋め立て可能となっております。当時の人口推計と比べ、大幅に減少傾向がありますが、現在の年間の家庭用、事業用の排出量の動向と町内処分場の受け入れ残容量の今後の見通しについてお伺いいたします。

2 点目、処理施設の機械設備については、建設してから15年が経過していることから、耐用年数を考慮いたしますと延命措置もされているのかと思います。処理にかかわる全ての機械は更新に高額な費用もかかりますし、これまでも軽微なものについては補正予算にて対応して、修理や機器更新を行ってきました。処理フローの工程で必要な機械、機材の耐用年数というのは何年ぐらいなのか、また将来を見据えた上で大規模な修繕や機器更新の見通しがされているのかお伺いいたします。

質問の2件目、体育センターの運動器具の更新

について。体育センターの運動器具については、現在老朽化と安全性の観点から16台の器具のうち使用不能の器具が半数あります。使用禁止の札を張って対応しておりますが、利用者もおりますことから安全対策で移設撤去が必要かと思いますが、今後の対応についてお伺いいたします。

2 点目、近隣のスポーツ施設にある業務用と呼ばれる大型のトレーニング用マシンは多額の費用がかかることですが、特に住民がよく活用されると思われるランニングマシンと筋力アップを目的としたマルチジムについては体育センター内にも設置されているものの、老朽化と故障によりとても使用できる状況ではなく、今後補助金等を活用して導入していただくことはできないでしょうか。若年層から高齢者まで体力の向上や生活習慣病予防、認知症予防、成人病予防につながると思いますし、町内にもことし新たに就任した地域おこし協力隊の隊員が現在健康運動指導士の資格を有しておりますので、有酸素運動や筋力トレーニングについて幅広く指導できると思いますし、さまざまところで体育センターの利用率向上にもつながるのではないかと思います。近隣にあるスポーツジムに高い費用をかけて通わなくても、町内で基礎体力づくりができる環境整備が整えられれば若者の定住促進にもつながると思いますが、更新の見通しについてお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（大内兆春） ただいまの8番、高橋副議長の質問に対し、順次答弁を求めてまいります。初めに、白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 8番、高橋副議長の1件目の質問、町内の一般廃棄物最終処分場の今後の受け入れ容量についてにお答えいたします。

初めに、1点目のご質問につきましては、現在の一般廃棄物最終処分場が平成14年に埋め立て容量2万8,500立方メートル、埋め立て期間を平成28年度までの15年間として本町地区に建設し、供用開始しており、この施設においては産業廃棄物

の受け入れはしておりません。供用開始当初は、可燃ごみ等の埋め立ても行っておりましたが、平成15年度から砂川市、歌志内市、奈井江町、浦臼町、上砂川町の2市3町で構成する砂川地区保健衛生組合でごみ処理広域化施設としてクリーンプラザくるくるの供用を開始したことから、可燃ごみ、不燃ごみ、生ごみ、資源ごみ等ごみの分別収集を行い、同施設へ搬入することとなり、本町の最終処分場への埋め立て量は建設当時の計画より減少いたしました。埋め立て量が年間約500立方メートルで推移したため、平成23年度末での残余容量は約2万2,700立方メートルとなり、平成25年4月に作成した上砂川町一般廃棄物処理基本計画では埋め立て期間を15年間延長した平成43年度までとしたところでございます。

クリーンプラザくるくるへ搬入される一般廃棄物の量も減少傾向で、平成25年度の上砂川町の家庭用ごみの搬入総量は87万6,480キログラム、事業系ごみは6万9,110キログラムでしたが、平成29年度では家庭用ごみが76万300キログラム、事業系ごみが5万2,870キログラムとそれぞれ13.2%、23.4%の減となっております。人口の減少率とごみの排出の減少率は必ずしも一致するものではございませんが、今後も微減傾向にあると予想されます。

最終処分場の埋め立て量につきましては、平成24年度以降も減少し、同年度以降の年間埋め立て量の平均は300立方メートル以下で、平成29年度末の残余容量は約2万1,300立方メートルとなっております。今後大幅に埋め立て量が増加する要因が見込まれませんので、埋め立て可能期間は平成25年当時よりさらに延長され、本年度以降71年間埋め立て可能と推計されます。ただし、新聞報道にありましておおり、廃棄物の重量を容積に換算するため誤差が生じることがございますので、一定の目安としてご承知おきいただきたくお願い申し上げます。

次に、2点目の処分場の機械、機材の耐用年数

についてでございますが、五、六年のものから長いものと30年以上使用可能なものまで幅がございます。建設後10年以上経過していますから、保守点検業者の助言等をもとに平成28年度から年次計画により修繕及び更新を行うことで維持管理に努めております。一例を申し上げますと、費用が高額となるシーケンサーの取りかえは平成28年度から平成30年度までの3カ年で実施いたしております。また、計画以外の故障等が発生しました場合は補正予算を計上し、業務に支障のないよう維持管理を図っております。これら機械の更新につきましては、一斉更新となると多額の費用を要しますことから、今後も状況を確認し、町の財政状況も勘案しながら適切な維持管理が図られるよう努めてまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（大内兆春） 次に、斉藤教育次長。

○教育次長（斉藤琢也） 8番、高橋議員の2件目のご質問、体育センターの運動器具の更新についてお答えいたします。

体育センターの運動器具につきましては、昭和54年の勤労者体育センターオープン時に住民の健康増進、体力向上のため持久力を高めるウオーキランや筋力を高めるプレスマシンなど14種類の器具を設置し、長年町民の方に利用されてきたところでございます。現時点におきまして恒常的に運動器具を利用されていると思われる利用者の方は、受け付け名簿上では7名となっております。運動器具の台数は数年前に町民から寄贈がありましたエアロバイクなどを含め現在全部で16台ありますが、ランニングマシンやジャンプトレーナーなどを含む9台の器具について故障した際の修繕用部品が業者にはなく、修理できずにそのまま使用禁止にしている状態でございます。器具を管理する教育委員会といたしましては、当面の処置として使用禁止の旨の張り紙をして利用者に周知しておりましたが、誤使用や倒壊などの発生が想定されることから、利用者への安全確保のため使用でき

ない器具を順次撤去し、あわせて現在使用できるエアロバイクやツイストマシンなど7台の器具を利用者が効率的に利用できるよう配置したいと考えております。

2点目、住民の方がよく活用されると思われるランニングマシンやマルチジムなどの運動器具を導入できないかのご質問ですが、現在ある使用可能な器具につきましては年式は古いものの、脚力を鍛えるエアロバイクや全身の筋肉を鍛えるローイングマシンなどある程度のものはそろっていると考えており、体育センターオープン時のようにさまざまな目的に対応できる器具をそろえることが理想とは思いますが、購入には多額の経費を要する中、利用者が非常に少ない現状や議員がおっしゃる体力向上や生活習慣病、成人病の予防につながる基礎体力づくりができる環境には最低限どのような器具を購入、整備すればいいのか、また現状ある器具での対応ができないのかなど、健康運動指導士の資格を持つ地域おこし協力隊員や町のスポーツ推進委員などの意見を聞いた上で教育委員会として町民にとって体力向上や健康増進に資する運動器具のあり方や更新等の必要性について検討してまいりたいことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。高橋副議長。

○副議長（高橋成和） ご丁寧な答弁ありがとうございます。

1件目なのですが、課長のほうにお聞きしたいのですが、この一般廃棄物処理基本計画、平成25年の4月に策定されたわけなのですが、39年間というふうに目標を立てられているのですが、今後例えば町の総合計画みたいな感じで、5年なのか、10年なのかかわからないのですが、こういうものをまた策定してつくられるのかどうか、広域に入っている関係もあるので、どうなのか、ちょっとその辺を聞きたいというのが1点目。

それと、運動器具についてですが、使用不能の物、もう部品がないということで撤去するかと思うのですが、その際もう既に撤去、移設の見積もり等をとっているかと思うのですが、その辺のところちょっと現状をお聞かせ願えればと思います。

○議長（大内兆春） 1点目、住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 一般廃棄物の処理基本計画につきましては、39年度までということで、今議員のほうでご指摘のありましたとおり広域で行っているということがございますので、形は変わるかもしれませんが、同じようにまた計画のほうは必要になると考えてございます。

○議長（大内兆春） 2点目、教育次長。

○教育次長（斉藤琢也） ただいまの撤去の見積もりをとっているかのご質問なのですが、教育委員会として当初簡単に考えておりましたので、人の手で運べるのかなというふうに考えていたものですから、それで過日ある方にちょっとご助言をいただいたところなのですが、あれは簡単にはいかないよというような話を伺っておりますので、改めて見積もりをこれから今後とっていきなというふうに考えております。

○議長（大内兆春） よろしいですか。

○副議長（高橋成和） はい。ありがとうございます。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

◇ 小 澤 一 文 議 員

○議長（大内兆春） 次、1番、小澤議員、ご登壇の上ご発言を願います。

○1番（小澤一文） 初めに、本年9月6日に文部科学省は児童生徒が登下校時に持ち運ぶ教科書、教材、学用品の重さや量に配慮するよう促す事務連絡を出しました。ゆとり教育見直し後、教科書の大型化が進み、ページ数に至っては小学校で34%、中学校で31%増加し、登下校時の荷物は

重量化の傾向にあります。某ランドセルメーカーが小学生らを対象に行った調査では、1週間のうち最も重い日の荷物重量は平均約4.7キロで、ランドセルの重さを含むと平均約6キロとなり、小学生の約3割がランドセルを背負ったときに痛みを感じているという結果も出ています。こうしたことから、このたびの事務連絡では家庭学習で使わない教材を学校に置いて帰る置き勉強や学期末における学習用具の計画的な持ち帰りなど教育現場で実際に行われている工夫例を紹介し、各学校に対してこれらを参考に対策を検討するよう求めています。要するにこれは、対応を教育現場に一任されていることになります。

このような中、保護者には不安に感じておられる方も多いものと思いますが、私は適切な判断と対策の上、早く子供たちの負担を軽減すべきであると考えています。本件について教育委員会はどうのような対応をされ、対策をとられるのかお尋ねします。

次に、ふるさと納税についてお尋ねします。ふるさと納税制度が創設されて以来、本町においても真心の応援を全国各地から賜り、寄せられた資金は上砂川町がんばる基金として子育てや教育、町づくりなどに有効に活用させていただいています。一方、納税者に対する返礼品の送付について、一部の地方団体においてふるさと納税の趣旨に反するような返礼品を送付し、地方団体間の競争が過熱してまいりました。そこで、総務省は本年4月1日付通知において返礼割合が3割を超えないこと、地方団体の区域内で生産されたものを提供することが適切であると責任と良識のある対応を求めてまいりました。本町にとっては、地場産品が乏しい環境の中で知恵を出し、工夫を凝らしながら良識のある返礼品を準備されてきたものと考えております。しかしながら、このたび残念ながら返礼品の一品が資産性の高いものとして返礼品としては認められなくなるとお伺いしました。まことに残念な結果であります。また、急ぎ新た

な返礼品をつくり出すことについては現実的に大変に厳しいのではないかと考えます。

こうした状況の中、次のような新聞の記事に注目してみました。熊本県菊池市では、ふるさと納税返礼品に日本郵便が商品化しているみまもりサービスを追加したという内容です。市内に1人で暮らす家族の安否を定期的に確認できるというものであります。菊池市では、11万円以上を納税すると本サービスの利用ができ、郵便局員らが月1回市内の家族のもとを訪れ、生活状況など10項目について聞き取りをし、それをメールで指定先に報告するというサービスの内容です。遠く離れ、頻りに訪れることのできない家族のための人的サービスとなっています。これは、参考として特殊な返礼品の一例としてご紹介させていただきましたが、全国にはまだまだ多くの工夫を凝らした返礼品があるようです。

そこで、本町が物だけの返礼品のほかこうした本町の実情に合った、また地域の問題の解決につながるようなサービスを提供することができれば、特色のあるほかにはないふるさと納税としての価値をつくり出せることになります。このように新たな納税者を開拓し、本町とのつながりを広げる観点から、ふるさと納税返礼品を積極的に模索し、展開すべきときなのではないでしょうか。今後のふるさと納税に対する本町の取り組みについてお伺いして、質問を終わります。

○議長（大内兆春） ただいまの1番、小澤議員の質問に対し、順次答弁を求めてまいります。初めに、斉藤教育次長。

○教育次長（斉藤琢也） 1番、小澤議員の1件目のご質問、置き勉強等についてお答えいたします。

脱ゆとり教育による教科書のページ数増加などで、小中学生のかばんが重くなっている状況について、保護者らから心配する声を受け、議員がおっしゃるとおり文部科学省では宿題で使わない教科書などを学校に置いて帰ることができるようにするなど、通学時の持ち物負担軽減に努めるよう

全国の教育委員会に通知を出したところでございます。本町におきましては、この通知を受け、校長、教頭合同会議において各学校の対応状況を調査したところ、小学校においては既に鍵盤ハーモニカや書道セットやドリルなどの教材道具を置かせており、国語辞典は学校に備えつけのものを使用するため持たせて通学させておらず、中学校につきましても本年4月より基本的には学習に使う教科書やノートは持ち帰ることはしているものの、リコーダー、スケッチブックなどの教材道具を初め、保健体育や音楽など一部の教科書やノートについても教室内の棚に置いていくことを可能としているなど、児童生徒の通学時の負担軽減に取り組んでいる状況でございます。

教育委員会といたしましては、特に小学校児童においては大部分が保護者等の自家用車にて登下校している現状はあるものの、子供たちの体やその成長に影響が出ないよう家庭の予習、復習学習の必要性も考慮しながら、いわゆる置き勉強について今後も各学校ともに近隣市町の取り組みを参考にしながら検討していくことを考えておりますことを申し上げ、答弁といたします。

○議長（大内兆春） 次に、米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） 小澤議員の2件目のご質問、ふるさと納税についてお答えいたします。

本町のふるさと納税制度の経緯と現在の状況につきましては、平成20年の第2回定例会におきましてふるさと上砂川町を応援いただく個人や団体から広く寄附金を募り、寄附者の意向に沿って各種事業に充当することを目的にふるさとづくり寄附条例を制定し、またふるさとづくり基金を設置して積み立て、制度開始から本年11月末時点で延べ265件の個人、団体から総額5,657万9,085円の寄附をお寄せいただいております。これまでの間、有効な活用に努めてまいりました。この貴重な寄附金を活用し、平成26年6月には小中学校の机、椅子の更新へ400万円、平成28年7月には少年野球チームのユニホーム等の用具一式に60万円を補

助、また平成29年6月にはスフェラー社の防災テント購入に900万円を充当し、本年度においては認定こども園等の図書購入に100万円を充当する予定で、現在の基金残高は3,900万円ほどとなっております。

一方で、議員ご指摘のとおり全国の自治体間において返礼品競争が過熱し、一部自治体においては高額で換金性の高い商品券等や地場産品以外の返礼品を設けるなど、ふるさと納税の本来の趣旨に反する競争をマスコミ報道も相まって助長している状態を踏まえ、総務省では昨年4月返礼品の調達費を寄附額の3割以下に抑えるよう全国の自治体に要請、ことし4月には返礼品を地場産品に限ることを求めており、さらに悪質な自治体についてはふるさと納税の対象外とすべく来年度から制度改正を検討しているとのことであります。

返礼品の中で一番の人気はお米であり、地場産品の乏しい本町におきましてはどうしても農産物や海産物が豊富な自治体と比べ納税額が少ない状況にあり、5万円以上の納税者に対するパンケの湯ペア宿泊券の返礼が品物に頼らないまちおこしの返礼としましてマスコミに取り上げられたものの、興味を示されるか不透明な部分もあり、なかなか難しい実情でございます。

このような中、平成29年10月にスフェラステイックが資産性の高い返礼品との指摘を受け、返礼品から除外したところであり、現在の返礼品につきましては工夫を凝らしながらニジマスの薫製を初めとします8品目を納税額に応じ返礼しておりますが、いろいろな観点から新たな返礼品を模索してまいりたいと考えており、議員各位におかれましてもよいお考えがあればご提案くださるようお願い申し上げます。

返礼品の競い合いは、ふるさと納税の本来の趣旨に反し、原点に立ち返るとの趣旨で返礼品を取りやめた自治体もございます。しかしながら、貴重な財源でありますことから、本町では国の自粛要請が強まる中にございまして納税本来の趣旨

を堅持しつつ、納税額向上のためのソフト面を充実させる方策として、今後インターネット等の媒体を利用したPRやクレジットカードによる納付決済、さらには具体的な寄附金の使い道を定め、魅力ある事業に対する寄附を募るクラウドファンディングも一つの案としまして検討してまいりたいと考えており、引き続きふるさと上砂川を応援くださる多くの志を大切に、新たなふるさと納税者を開拓するため、鋭意努力いたす所存でありますので、ご理解をお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。小澤議員。

○1番（小澤一文） 1点、置き勉強等についての再質問をさせていただきますが、実際に既に取り組んでおられるということでもありますけれども、今後保護者や児童生徒に対してアンケートなどで状況の確認をする調査などを考えておられるのかどうか、1点お聞きしたいと思います。

○議長（大内兆春） ただいまの再質問に対して答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（齊藤琢也） ただいま小澤議員からございましたとおり、そのところちょっと頭から私のほうではなかったものですから、今後そういったことについて検討させていただきたいなと思います。

○議長（大内兆春） よろしいですか。

○1番（小澤一文） 結構です。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

◇ 伊 藤 充 章 議 員

○議長（大内兆春） 次、3番、伊藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（伊藤充章） 第4回定例会に当たり、さきに通告いたしました今後の水道事業の展望についてご質問いたします。

先日水道事業の経営の安定化に向け、改正水道

法が衆参両院を通過し、成立いたしました。この改正水道法は、水道施設を統合するなど事業の効率化を進めるために複数の自治体が連携して広域で水道事業を行う広域連携を推進することや民間のノウハウを生かして経営を改善するため、水道施設を自治体が保有したまま民間事業者へ運営権を売却できるコンセッション方式を導入するとしています。自治体の広域連携が進めば事業を効率化し、質を担保できるというメリットがありますが、コンセッション方式には水道事業を外国資本に売り渡すことにつながるのではないかと懸念されております。

この改正水道法の背景には、40年の耐用年数を超えた水道管が平成28年度末の時点で全国で15%に上るなど水道施設の老朽化が進む一方、自治体の厳しい財政事情により施設、設備の更新が進まないことや人口減少に伴って水道使用量が減少し、事業に携わる職員の数も30年前に比べておよそ3割減少するなど経営状況が悪化しているという事情があります。これは、当町においても例外ではなく、今後必要になっていく老朽化した水道管の布設がえ等の施設、設備の更新や給水戸数の減少に伴う水道使用量の減によりますます経営状況は厳しいものになっていくと思われまます。それらの事情により、今後見込まれるであろう水道料金の改定や広域水道への加入、コンセッション方式の検討が必要となっていくのか、または今後も町独自の水道事業を維持していくのか展望をお伺いいたします。

○議長（大内兆春） ただいまの3番、伊藤議員の質問に対し、答弁を求めます。佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤康弘） 3番、伊藤議員のご質問、今後の水道事業の展望についてお答えいたします。

初めに、改正水道法につきましては、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、

水道の基盤強化を図ることを目的に国会に提出され、去る12月6日に成立いたしました。また、改正の概要では、国、都道府県及び市町村の責務の明確化や広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進、指定給水装置工事事業者制度の改善の5つの柱が示されました。

本町における水道事業の状況であります。人口減少と水需要の減少は深刻な問題であり、平成29年度決算値と10年前の平成19年度決算値を比較しますと給水人口は1,198人減の3,084人、給水量は19万4,000トン減の28万8,255トン、料金調定額は4,773万3,000円減の8,631万3,000円まで減少しております。繰入金の状況につきましては、平成29年度決算特別委員会でお示しいたしましたが、1億947万6,000円を一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図っており、そのうち交付税に算入される繰り入れ、繰り出し基準を超える赤字補填額は1,522万8,000円となっております。これを料金に換算した場合、平成29年度単年度で約17.6%の料金改定が必要になると試算しており、原則水道料金で運営する独立採算制とされている経営状況は非常に厳しい状況にあります。また、料金改定につきましては、昭和61年4月に改定後、平成7年11月に平均改定率12.3%、平成18年4月にも12.3%を料金改定し、平成28年4月には8%の消費税転嫁が行われ、今日に至っております。

水道料金を近隣市町と比較いたしますと、家事用一般料金で10立方メートルを使用した場合の料金は最高が夕張市の3,041円、最低が岩見沢市の1,490円で、平均は2,544円となっております。上砂川町の水道料金は2,808円で、平均的な金額に設定されているものと考えますが、これは一般会計からの繰入金に大きく依存していることによるものであります。

次に、水道施設の老朽化についてであります。昭和62年7月の炭鉱閉山後移管を受けた三井専用水道施設は、昭和63年度から平成6年度まで閉山炭鉱水道補助により専用水道全区域の導水管、送

水管、配水管を総延長2万1,535メートルにわたり更新を行ってまいりました。また、旧上水道区域におきましては、簡易水道事業として平成18年度から浄水施設の電気計装設備の更新と40年の耐用年数を経過した13.9%に当たる8,263メートルの配水管布設がえを計画的に進めてきており、本年度で3,028メートルの更新を完了し、残る5,235メートルにつきましても今後年次計画で更新を進めてまいります。

議員ご質問の水道料金の改定や広域水道への加入、コンセッション方式による民営化の検討が必要となっていくのか、または今後も町独自の水道事業を維持していくのかとの今後の展望についてであります。広域連携や官民連携の推進につきましては現在法案が成立したばかりで具体的な指針等は示されておられません。都道府県は広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることになっていることから、今後道から広域連携の枠組みが示され、協議会が設置されるものと考えております。しかし、将来的には給水収益の減少により町単独での水道経営が難しくなることも懸念され、水道料金の改定も今後避けては通れない課題であり、また広域連携についても検討せざるを得ない時期が来るものと考えますが、水道は住民の生命を支える大切なライフラインであり、直接住民に影響を与える非常に難しい問題であることから、今後議会や町民の皆様からご意見等をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

改正水道法は、公布の日から1年を超えない範囲内に施行されることから、今後国や道の動向を注視し、対応してまいりたいことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。伊藤議員。

○3番（伊藤充章） 今後広域のほうも考えていかなければならないことになるのではないかと思います。ということでございましたが、もしそうなった場合、

上砂川町の水というのはこのあたりでは非常においしいという評判があります。それを維持していくためには、現在使われている浄水場が必要だと思うのですが、もし広域化する場合、こちらの施設というのは維持できるものなのでしょうか。もしくは、少しでも可能性があるのか、ちょっとその辺だけお伺いしたいのですが。

○議長（大内兆春） 佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤康弘） 統合の方法につきましては、いろいろな方法がありまして、施設を統合する方法、または会計上のみだけの統合という方式もありますものですから、上砂川町のおいしい水を残すためにはやはり上砂川町の施設を残すような形で検討をしてみたいというふうには考えております。

○議長（大内兆春） よろしいですか。

○3番（伊藤充章） ありがとうございます。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

◇ 数馬 尚 議員

○議長（大内兆春） 次、5番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（数馬 尚） 平成30年第4回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

遅い、遅いと言われた初雪もみぞれまじりでしたが、11月18日に降り、ことしも冬の季節がやってまいりました。昨年は記録的な大雪となり、私の家の真下にある公営住宅では屋根の雪が2メートル近くも堆積し、雪庇の落下により居室の窓や廊下の窓ガラスが割れる被害も発生いたしました。そして、住宅の出入り口も雪庇が異常な厚さで垂れ下がり、その下を高齢者の方が出入りするたびにはらはらしながら見ておりました。そこで、町としても昨年の状況を踏まえ、いろいろと除雪対策を講じておられると思いますが、次の2点についてお尋ねしたいと思います。

1点目、降雪状況にもよりますが、公営住宅の

出入り口については雪庇による人身事故が起きないように早目の対応をお願いしたいと思います。ちなみに、昨年度は3月に入ってから1回のみの除雪であったと記憶しております。

2点目、道路の除雪については町広報12月号にていろいろと協力要請があり、道路に雪を出さないようにとありますが、近くに空き地がない場合はやむを得ず道路の路肩に雪を押しつけるような状況になっておりますが、そのかたい雪が排雪後出入り口に取り残されて、大げさな表現になるかもしれませんが、雪の壁になっている状況にあります。小さいものは砕いて処理いたしますが、大きなものはとても歯が立ちません。こうした状況は毎年のことですが、担当している業者によっては除雪機の底で手前にかき出して持っていくってくれる方もおります。いずれにしても、高齢者が処理できないような大きいサイズのものを取り除くか、砕いて小さくするなどしていただきたいと思いますが、多少時間がかかるとは思いますけれども、少しの配慮で高齢者が四苦八苦しなくて済み、ひいてはいつまでも上砂川町に住んでいたいとの思いにつながるとは思いますので、よろしくご配慮いただきますようお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（大内兆春） ただいまの5番、数馬議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。三原建設課技師長。

○建設課技師長（三原浩明） 5番、数馬議員のご質問、除雪対策についてお答えいたします。

初めに、本町の昨年の降雪量につきましては、消防上砂川支署の記録で8メートル30センチ、積雪は1メートル55センチであり、近隣の砂川市で9メートル95センチ、歌志内市で12メートル92センチの降雪量を記録していることから、議員ご指摘のとおり記録的な大雪の年でありました。

1点目のご質問、公営住宅の出入り口の雪庇による人身事故が起きない早目の対応についてであ

りますが、雪庇落としの対象となる公営住宅は63棟436戸あり、この住宅は2階建て以上の住宅のため高所作業車を使用して作業を行っております。昨年は、記録的な大雪のため高所作業車が計画どおり確保できず作業がおくれてしまいました。幸いにして事故がなかったものの、ご指摘のとおり早目の対応が必要であると考えております。本年度につきましては、在宅高齢者等除雪サービスにおいて一般の2階建て住宅の屋根除雪が拡充され対象となり、高所作業車を用いての実施が予定されておりますことから、このサービスと連携することにより高所作業車の確保が可能となると考えておりますので、町営住宅入居者の安全、安心を確保するため、高所作業車による雪庇落としの早目の対応に努めてまいります。

次に、2点目の道路除雪で排雪後出入り口に取り残されて雪の壁になり、その周りにそのかたい雪を取り除くか、砕いて小さくしていただきたいのことに對しましては、町としてはショベルドーザーによる除雪で出入り口に雪を多く残さないよう配慮し、湿った雪やかたい雪が壁のように残ってしまった場合には取り除くよう各運転手に指示し、実施しております。また、トラック除雪車においても湿った雪やかたい雪が玄関間口などに残ってしまうようなケースの場合は取り除き作業を実施しておりますが、実態として残ってしまう箇所もあり、全てを取り除くことができていない状況にあります。町といたしましては、今まで同様出入り口を含め冬期間の冬道の安全、安心を確保するために万全を期し、冬期間の暮らしをより住みやすくするため努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○5番（数馬 尚） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時59分

○議長（大内兆春） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第23号 議案第24号 議案第25号
議案第26号 議案第27号 議案第28号
議案第29号 議案第30号

○議長（大内兆春） 日程第3、議案第23号から日程第10、議案第30号については既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第23号 上砂川町移住定住促進条例の制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第23号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 上砂川町移住定住促進条例の制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第24号 上砂川町認定こども園設置条例の制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第24号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 上砂川町認定こども園設置条例の制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第25号 上砂川町児童館設置条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第25号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 上砂川町児童館設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定しました。

日程第6、議案第26号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませ

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第26号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定しました。

日程第7、議案第27号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第27号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第28号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について議題といたし

ます。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第28号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第29号 平成30年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第29号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 平成30年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第10、議案第30号 平成30年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第30号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 平成30年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎調査第4号

○議長（大内兆春） 日程第11、調査第4号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員長から会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査について申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第3号

○議長（大内兆春） 日程第12、派遣第3号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載さ

れておりますように、これを派遣してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

◎年末挨拶

○議長（大内兆春） 以上で今定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしました。

ことし最後の議会でございますので、ここで町長よりご挨拶をいただきたいと思っております。奥山町長。

○町長（奥山光一） ご指示により、平成30年の最終議会に当たりご挨拶を申し上げます。

ことしも早いもので、そして平成最後の12月定例会の閉会を迎えます。この1年間、大内議長を初め、議員各位には大変厳しい環境の中にあられまして、山積する本町の抱える諸課題の解決に向け、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、本会議並びに各委員会などにおきまして提案いたしました各案件につきましても真摯なご審議を賜り、全議案につきまして原案どおり可決、決定をいただきましたことに対し、重ねてお礼を申し上げます。

私ごととなりますが、本年4月にとり行われまして町長選挙におきまして多くの皆様の温かいご支援を賜り、はえある無投票により私自身2期目となります第19期町政を担わせていただくことになりました。引き続き本町の最重要課題であります人口減少と少子高齢化対策に取り組んでまいりますので、議員各位のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

ことし1年を顧みますと、ここ数年必ず大規模な自然災害についてお話をしております。ことしもやはり台風、集中豪雨、地震、そして災害級の猛暑と全国各地で自然災害が発生し、甚大な被害

に見舞われております。特に9月6日未明に発生いたしました胆振東部地震におきましては、北海道で初めて震度7を観測、また北海道電力の全ての発電所が緊急停止したことにより、およそ2日間にわたり全道が停電となる、いわゆるブラックアウトとなりました。この地震により本町では震度3を観測したものの、幸いにして大きな被害の発生はなく、ブラックアウトにより町民生活に大きな支障を及ぼすものが発生したのみとなっております。被災地である胆振東部3町の本格的な復旧、復興はこれからと聞いておりますが、まさに身近で大規模災害が発生しております。対岸の火事と捉えるのではなく、他山の石として今まで以上に災害に対する備えに心がけていきたいというふうに考えております。改めて被災地の一日も早い復興と被害に遭われた皆様に対し、お見舞いとご冥福をお祈りいたします。

本町におきましては、依然として急激な人口減少とそれに伴う少子高齢化の進展が著しく、町政最大の課題となっており、人口につきましては残念ながら11月末時点で3,000人を下回り、極めて厳しい状況下にあるものの、地道ではありますが、これまで進めてまいりました各種制度、施策の推進により、わずかではありますが、にぎわいのある町へと変貌しつつあると感じているところであります。

また、本年は本町出身の安藤翔さんが剣道の世界選手権で個人、団体での優勝、さらに上砂川中学校男子バドミントン部が空知大会を制し全道大会に出場するなど、町民の皆様の快挙により町にとって明るい話題も多数ございました。来年は、上砂川町が開拓され120年、開町70年の記念すべき節目の年を迎えますが、人口減少と少子高齢化により本町を取り巻く環境はますます厳しさを増しております。町民の負託に応え、議員の皆様、そして職員の力をおかりし、上砂川町を守り、明るい町づくりに向け自主財源の乏しい脆弱な財政基盤の中、重要課題の対応と住民生活基盤の確保

に向け、第7次総合計画、さらには終盤を迎えておりますまち・ひと・しごと総合戦略に基づいて引き続き町づくりを進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

議員各位には、これまで住民代表として本町の発展、振興にご理解とご協力を賜りましたことに改めて深く感謝を申し上げ、ことしは寒暖の差が激しく、体調管理が難しい冬の訪れとなっておりますが、くれぐれもご自愛いただき、新年を迎えられますことをご祈念申し上げ、本年議会の閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。この1年間、本当にありがとうございました。

○議長（大内兆春） 町長、ありがとうございました。

私からも一言ご挨拶を申し上げます。本年最後の定例会も皆様のご協力により無事終了することができました。心よりお礼を申し上げます。

ことしは、平成30年という節目の年であり、北海道命名から150年、近隣でも砂川市、滝川市、そして歌志内市が市制60周年、さらには町内においても郷土芸能獅子神楽の奉納100周年を祝う年でもありました。こんな区切りのよい年でもやはり災害は起きるもので、2月には北陸地方で車両が3日間立ち往生する記録的な降雪があり、6月には大阪北部で震度6の地震、7月には記録的な大雨で広島、岡山を中心とした河川の氾濫や洪水がありました。そして、やはり記憶に残るのが9月の胆振東部地震であります。北海道初めての震度7を記録した地震により多くのとうとい命が失われ、被災地では今もなお多数の方々が不自由な生活を送られています。ここに改めて犠牲になられた方々へ深く哀悼の意をあらわすとともに、被災された皆様に対し心よりお見舞いを申し上げ、一日でも早く安心のもと生活を取り戻せるように願うものであります。

昨年私は、ここで北朝鮮が日本上空に向けて弾道ミサイルを発射し、平和の不安が増すばかりと申しましたが、ことしは一変し、6月に史上初め

て米朝首脳会談が行われ、共同声明に朝鮮半島の非核化へ向けて取り組むという内容が盛り込まれました。非核化の時期や具体策の言葉はありませんでしたが、平和への希望が持てる声明であり、核兵器のない平和な世の中になるよう願うものであります。

国内では、第4次安倍内閣改造が10月に発足し、来年10月より消費税10%の引き上げを決断いたしました。幼児教育、保育無償化など全世代型社会保障の実現を目指し、さらに増税による景気減速への対策も行うとしておりますが、地方の景気回復と活力が出る政策、そして国民の多くが安心して暮らせる政治を実践することを望むものであります。

さて、町内ではことし4月の町長選挙におきまして奥山町長が再選され、第19期町政が始動いたしました。これまでの町民の皆様との協働の町づくりを継続しながら、健全財政と民主的な町政運営を図っていただくことを期待しております。議会といたしましても町民の皆様が安心して暮らせる町、そして住み続けたいと思える町づくりの実現のため努力していく所存であります。

冒頭にも申し上げましたが、議員各位におかれましては、本年開催された各定例会、臨時会に提案されました全案件につきましても慎重な審議をいただきましたことに対して感謝を申し上げます。また、円滑な議会運営にご協力を賜りましたことに対しても重ねて感謝を申し上げます次第でございます。

ことしも残り少なくなりました。どうか理事者の皆様、そして議員の皆様には健康に留意され、ご家族ともどもお元気で新年を迎えられますようご祈念申し上げまして、ご挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（大内兆春） 以上で平成30年第4回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(閉会 午前11時15分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 高 橋 成 和

署 名 議 員 小 澤 一 文